

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社U c a p i 代表取締役 福永活也
【住所又は本店所在地】	東京都港区白金台五丁目 8 番 3 号
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2026年6月9日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	オリエンタルチエン工業株式会社
証券コード	6380
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所スタンダード市場

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社U c a p i
住所又は本店所在地	東京都港区白金台五丁目8番3号
事務上の連絡先及び担当者名	弁護士法人ニューポート法律事務所 弁護士 戸田裕典
電話番号	03-6441-2760

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.5
訂正される報告書の報告義務発生日	2026年5月15日
訂正箇所	下記のとおり訂正いたします。

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

2026年4月30日付で山下卓宏氏・Maximus合同会社と株券等貸借取引個別契約書を締結（10万株）

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

貸主：株式会社Ucapi、借主：山下卓宏氏との間で株券等貸借取引個別契約書を締結し、2026年4月30日付で貸株50,000株が実行された。返還実行日は別途合意の上設定とし、個別通達にて定めるものとする。なお、両当事者は、相手方に対して事前通知（営業日30日前まで）を行うことで、貸借期間満了前に貸借中の株式の返還請求ができる。

貸主：株式会社Ucapi、借主：Maximus合同会社との間で株券等貸借取引個別契約書を締結し、2026年4月30日付で貸株50,000株が実行された。返還実行日は別途合意の上設定とし、個別通達にて定めるものとする。なお、両当事者は、相手方に対して事前通知（営業日30日前まで）を行うことで、貸借期間満了前に貸借中の株式の返還請求ができる。